

## 取得時効

2016年5月23日

次の事例においてXのYとZに対する請求が認められるかを考えなさい。

- 1 1980年頃、財産家であったAは、近隣に住んでいた弟Bに甲土地の管理を任せ、納税の便宜のためにその所有名義をBに移転した。Bは、1990年にAの承諾を得て甲の一部をアパート経営目的のCに賃貸し、自己の名前で支払った税金・諸管理費用・管理報酬をCから受領した地代から差し引いて、1994年末まで毎年精算のうえAに支払った。
- 2 1990年1月、Cは甲土地上に20部屋のアパート乙を建て、以後、乙を部屋ごとに賃貸してきた。
- 3 1995年10月に相次いでAとBが亡くなり、Aの子XがAを単独相続し、Bの妻YがBを単独相続した。Yは、亡夫Bの生前の話しぶりから甲はBがAから贈与されたものだと思っていたので、XやXの親族らに事情を聞くなどをすることなく、甲をBから相続した自己所有の土地と信じ、Cから毎年地代を受け取っていたが、Xに対する精算は行わなかった。一方、Xも事情を知らなかったので、甲が相続財産だとは思わず、Yに対して精算請求をしたことがなかった。
- 4 2004年2月にCが亡くなり、ZがCを単独相続した。同年、ZはYの同意を得て乙アパートを丙マンションに建て替え、以後はZがYに毎年地代を支払ってきている。
- 5 2015年1月、Xは、甲土地の管理を引き受ける旨のBからAに宛てた手紙と1994年末までの精算書を発見し、甲がAの所有物だったもので自分が相続した財産であると確信した。
- 6 2015年9月、Xは、Yに対して甲の移転登記の抹消と引渡しを、Zに対して丙建物の収去と甲土地の明渡しを求める訴えを提起した。